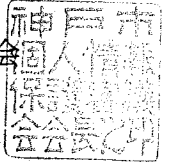




答 申 第 7 2 4 号
平成 29 年 12 月 27 日

神戸市教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、平成 30 年 12 月 25 日付け
神教委環第 5536 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立学校周辺の市有地等における防犯カメラの設置について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 神戸市立学校周辺の都市公園等の市有地等において、児童生徒が運動場の代替地として使用する場合に、防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為等の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、児童生徒及び教員の安全確保の観点から、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市立学校周辺の市有地等における防犯カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 犯罪もしくは迷惑行為を行う者の画像、音声

上記の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 児童生徒
- 4 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声